

# 第 I 編 四日市広域緑の基本計画

# 1 緑の基本計画とは何か

## (1) 計画の趣旨

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本となる計画」です。この「緑の基本計画」は、市町村が地域の実情を十分に勘案し、創意工夫しながら策定するものであり、緑に関する施策を総合的に推進する上で重要な計画です。

緑や水は、すべての生命の源であるとともに、自然環境の保全、良好な都市環境の形成や都市防災、地域独自の景観や歴史的・文化的風土の形成、地域のにぎわいやコミュニティの醸成など多様な機能を有しており、持続可能で魅力ある都市づくりが求められる中で、その果たす役割はますます重要になってきています。

鈴鹿山系から伊勢湾に至る四日市広域圏には、鈴鹿山系の自然林、丘陵部の樹林地、平野部の農地、そして鈴鹿山系を源とするいくつもの河川が流れるなど、多彩な自然環境があります。

こうした地形が織りなす水と緑を活かし、心豊かに暮らせるまちをつくり未来に伝えていくことは、今に生きる私たちの務めです。特に、一度失われた緑の回復には、多大な時間と労力を要することから、現存する緑を保全しつつ、新たな緑を創出し、暮らしに安らぎと潤いを与える緑豊かな都市を形成していくことが重要です。

このため、四日市広域圏が連携し、多様な主体による協働のもとで、緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために「四日市広域緑の基本計画」を定め、各種取組を進めます。

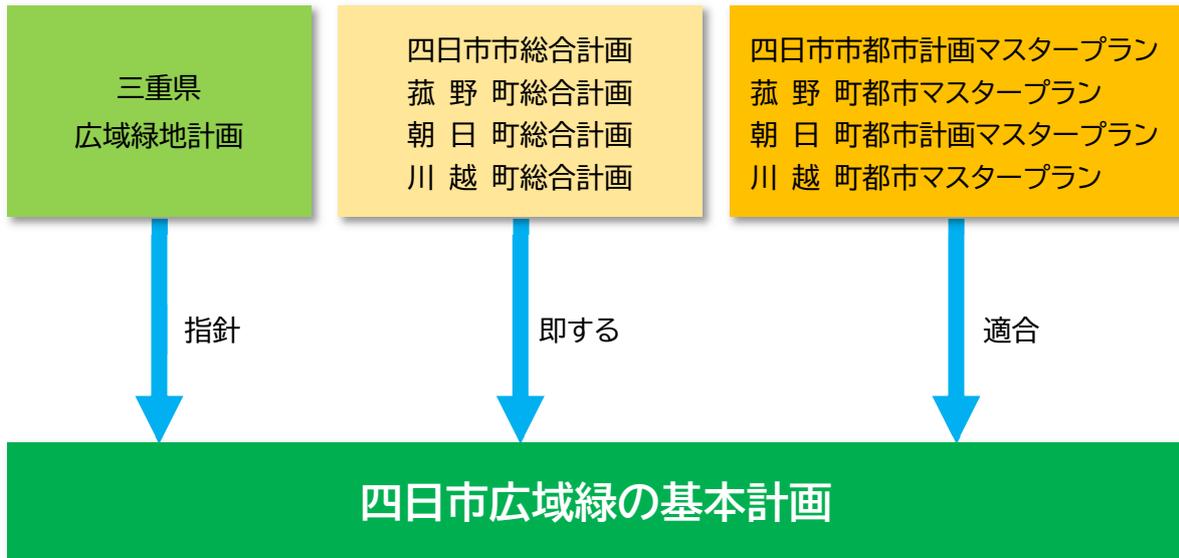
## (2) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、各市町の総合計画や都市計画マスタープランなどの緑に関する方針に基づき、具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるものです。

また、公共公益施設の緑化、民有地の緑化及び保全など、多様な主体による協働により、緑を守り増やしていくための総合的な指針になるものです。

なお、広域的な見地から三重県が定める「三重県広域緑地計画」を指針とします。

### ■計画の位置づけ



### (3) 緑と緑地の定義

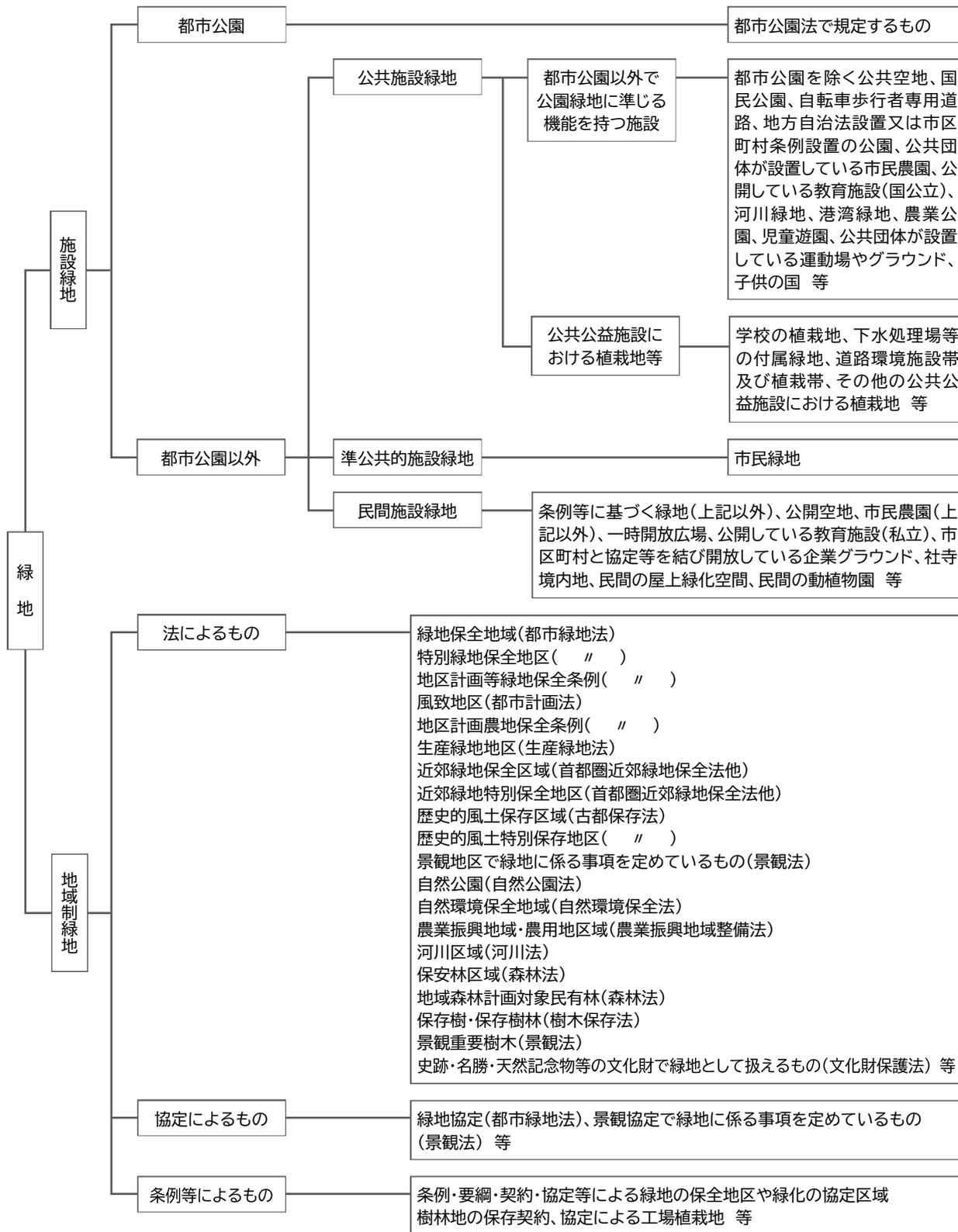
本計画の対象とする「緑」は、樹林地や公園、街路樹、農地、住宅地・工業地・商業地などの緑、河川やため池などの水面を含む広い概念です。

また、本計画における「緑地」とは、都市公園や公共施設、民間施設などの緑地として整備されている「施設緑地」と、保安林区域や河川区域、農業振興地域・農用地区域などとして保全・管理されている「地域制緑地」の総称とします。

#### ■緑と緑地の定義



■緑地の分類



資料: 緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版(令和3年5月)

## (4) 計画の前提

本計画の前提条件は以下のとおりです。

### ①対象区域

広域的な観点から一体的に緑の保全・創出の取組を進めるため、四日市市、菰野町、朝日町、川越町の行政区域全体を、本計画の対象区域とします。

### ②計画期間

各市町の総合計画の計画期間や三重県の広域緑地計画などを踏まえ、概ね10年後の令和13年度(2031年度)を目標年次とします。

### ③将来人口

四日市広域圏における令和13年の将来人口は、各市町の総合計画や人口ビジョンなどを踏まえて、370,048(都市計画区域内356,032)人とします。

#### ■将来人口

<単位:人>

市町	将来人口	都市計画区域内人口
四日市市	301,832	301,832
菰野町	39,611	25,595
朝日町	12,179	12,179
川越町	16,426	16,426
合計	370,048	356,032

### ④対象区域の規模

目標年次における対象区域の規模については、以下のとおりとします。

- ・市街化区域面積:約 8,880ha
- ・都市計画区域面積:約25,246ha
- ・行政区域面積:約32,851ha

#### ■対象区域の規模

<単位:ha>

市町	市街化区域面積	都市計画区域面積	行政区域面積
四日市市	7,524	20,088	20,652
菰野町	441	3,687	10,728
朝日町	275	599	599
川越町	640	872	872
合計	8,880	25,246	32,851

## 2 改定の背景

四日市広域圏を構成する四日市市、菰野町、朝日町、川越町では、平成24年3月に「四日市広域緑の基本計画」を改定しました。

策定から約10年が経過し、その間、人口減少・高齢化の進展、地球規模での環境問題、気候変動による自然災害の頻発化・激甚化などが大きな課題となる一方、価値観やライフスタイルの多様化、新型コロナ危機を契機とした生活様式の変化、生物多様性の維持、低炭素なまちづくりへの対応など、都市の緑を取り巻く社会情勢は変化し、今まで以上に自然と人との関わりは重要なものとなっています。

また、新たな総合計画の策定など上位・関連計画の改定が進んでおり、緑の基本計画についても整合を図る必要があります。

こうしたことから、「四日市広域緑の基本計画」について必要となる見直しを行うこととしました。その背景は以下のとおりです。

### (1) 社会情勢の変化

#### ①環境問題への対応

地球規模で環境問題が深刻化しており、その対応が重要かつ喫緊の課題となる中、平成27年の「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」にて採択されたパリ協定が目指す、「地球規模の脱炭素社会の実現」に向け、我が国では令和2年に「2050年カーボンニュートラル」が掲げられ、経済と環境の好循環を作っていくグリーン成長戦略が策定されるなど、国を挙げた取組が進められています。

国土交通省では、環境関連施策の充実・強化を図るとともに、脱炭素社会、気候変動適応社会、自然共生社会、循環型社会を広く包含するものとして「グリーン社会」と捉え、その実現に向けて戦略的に取り組むこととしており、令和3年7月に取りまとめられた「国土交通グリーンチャレンジ」では、重点プロジェクトとして、省エネ・再エネ拡大等につながるスマートで強靱な暮らしとまちづくりや、グリーンインフラを活用した自然共生地域づくりなどが位置づけられています。

なお、地球上には個性豊かな様々な生物が存在し、互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性があることで、様々な恩恵を受けています。都市においても、水や大気の浄化や環境改善、生き物とふれあうことによる環境教育の推進、豊かな地域文化の形成など、重要な役割を果たしています。現在、平成22年の「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」にて採択された愛知目標が掲げる「自然と共生する」世界の実現に向け、国際的な議論が続けられており、環境問題への対応を進める上では、生物多様性維持の視点も大切です。

また、平成27年の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す2030年までの行動計画として、「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択されました。社会、経済、環境の3側面からなる世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが設定されており、自治体レベルにおいても、これを踏まえた取組が求められています。

## ②頻発化・激甚化する自然災害への対応

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成25年12月、国により「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るべく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

また、平成26年7月に策定された、今後の国土づくりの理念を示した「国土のグランドデザイン2050」では、本格的な人口減少や巨大災害の切迫等への対応に向けて、「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりの推進とともに、美しく災害に強い国土の形成や対流の促進などの方向性が示されました。

これらを踏まえ、平成27年度に閣議決定された国土形成計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応を進めることが必要とされ、その取組の一つにグリーンインフラの推進も盛り込まれました。

近年、気候変動により気象災害は頻発化・激甚化するとともに、南海トラフ地震など大規模地震の発生も切迫しています。令和2年12月には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、災害から国民の命と暮らしを守るため、あらゆる関係者の連携の下、ハード・ソフト一体となった事前防災対策、グリーンインフラを活用した防災・減災対策などが位置づけられています。

令和3年5月には、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図るべく、流域治水関連法案が成立し、氾濫をできるだけ防ぐ、被害対象を減少させるための対策の推進などが掲げられています。

## ③デジタル化・ニューノーマルへの対応

新型コロナウイルス感染症の流行は、生命や健康を脅かすだけでなく、私たちの生活や経済、行動様式・意識など多方面に波及し、暮らし方や働き方に大きな影響を与えました。

また、これを契機とした、デジタル化の急速な進展により、テレワークの普及などをはじめ人々の生活様式や行動様式は大きく変化するとともに、暮らし方や働き方は多様化してきました。

こうした中、令和3年4月に国より公表された「ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか」では、目指すべきまちづくりの方向性として、地域の資源として存在する官民の既存ストック“都市アセット”を最大限に利活用し、多様な住民のニーズに応えていくことが重要とされています。具体的には、市街地整備等のインフラ整備と連携し、重要性が再認識されている緑やオープンスペースの創出、車中心から歩行者中心への街路等の再構築などを進めるとともに、これら都市アセットを可変的・多目的・機動的に、柔軟に利活用していくことが有効であるとしています。

## ④多様な主体との連携

緑は、これまでも住民の生きがいや健康づくり、交流の場としての役割を果たしてきており、住民・住民活動団体や企業など、多様な主体が緑やオープンスペースを守り、育てるために活動しています。

今後、人口減少・高齢化の進展により行政運営が逼迫化し、公園・緑地の充実や施設更新等が困難化する恐れもある中で、「民」の実力・知見を最大限活用し、幅広い関係者の総力を結集して、官民連携による緑やオープンスペースの整備、管理運営を進めていくことが必要です。

このため、公園・緑地の整備や適正な維持管理など行政が行うべきことを引き続き着実に推進するとともに、緑の保全、質の高い緑やオープンスペースの創出、管理運営、活用などに、住民・住民活動団体や企業など、多様な主体の一層の参画を得ることが重要です。

## (2) 国の動向、上位関連計画の改定など

これら社会情勢の変化等を踏まえた緑に関する国の主な動向として、平成29年6月の都市緑地法等の改正があります。都市農地を“あるべきもの”へと大きく転換したほか、「ストック効果の向上」、「官民連携の加速」、「都市公園等の一層柔軟な活用」の方針が掲げられ、民間活力を最大限活かして緑・オープンスペースの整備・保全を推進していくことが打ち出されました。

また、令和元年7月に「グリーンインフラ推進戦略」が策定され、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるグリーンインフラの取組を推進するため、グリーンインフラ主流化に向けた環境整備や支援の充実などが掲げられました。

このほか、令和2年9月には、都市再生特別措置法等が改正され、安全なまちづくりとともに、都市の魅力を高めて、まちなかににぎわいを創出するため、街路、公園、広場、民間空地等の既存ストックを活用したウォークアブルな人中心の緑豊かな交流・滞在空間の構築など、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりと魅力的なまちづくりの推進が位置づけられています。

こうした社会情勢や国の動向を背景に、四日市広域圏の各市町では総合計画を改定し、新たな計画に基づく行政運営を進めています。総合計画は、長期的な展望に立って目指すべき将来像を描き、そのまちづくりの実現に向けて行政や住民・住民活動団体・企業が行動していくための指針となるものです。したがって、緑の保全や創出に関しても、総合計画に示された目標や施策などとの整合を図る必要があります。

さらに、市町が定める都市計画マスタープランにおいても、自然や緑の保全・創出の基本方針なども定められており、これと適合する必要があります。

また、三重県広域緑地計画は、三重県全域を対象とした広域的な見地から県における緑地などの将来像やその実現に向けた方針を明らかにしたもので、市町の緑の基本計画の指針となるものであることから、その内容に留意するとともに、景観計画や環境計画など関連する計画との調和にも留意が必要です。

### 3 緑の状況

#### (1) 緑地の状況

令和2年の四日市広域圏の行政区域全体の緑地量は16,419ha、都市計画区域内に9,114ha(56%)、都市計画区域外に7,306ha(44%)となっています。

都市計画区域の緑地量では、市街化区域で666ha、市街化調整区域では8,448haとなっており、市街化調整区域の主なものとしては、農業振興地域・農用地区域、地域森林計画対象民有林などの地域制緑地で8,220haとなっています。

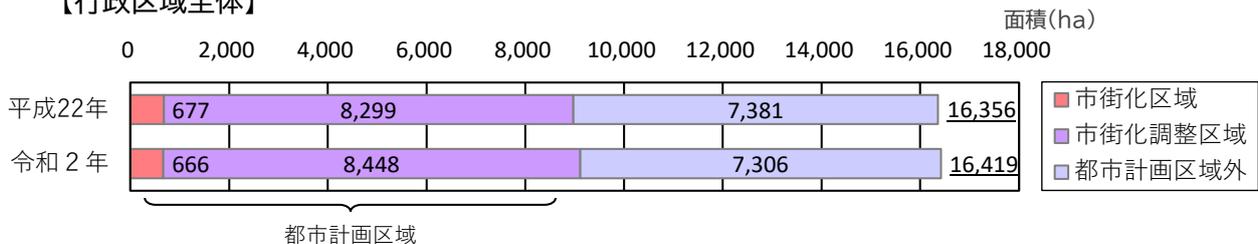
また、都市公園は、行政区域全体で347haが整備され、公共施設緑地は336ha、民間施設緑地は124haとなっています。

平成22年と比較すると、四日市広域圏の行政区域全体の緑地量は63haの増加となっていますが、これは緑地の創出による増加ではなく、緑地の計測精度の向上によるものです。

また、都市公園や公共施設緑地などの施設緑地は、行政区域全体で53ha増加しており、そのうち都市公園が27ha増加しています。

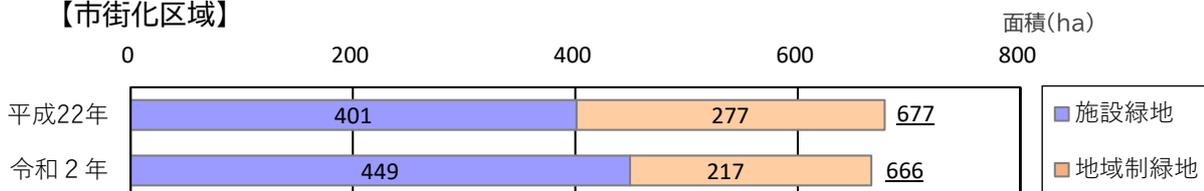
#### ■緑地面積の変化

【行政区域全体】

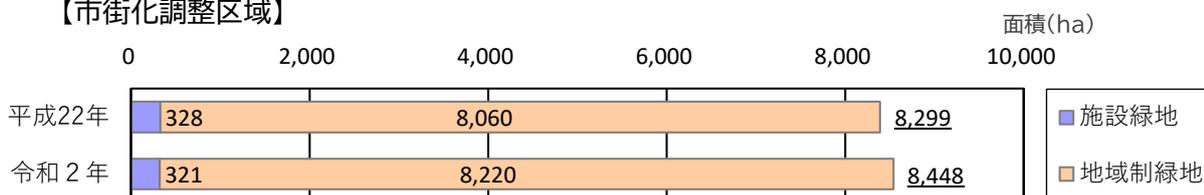


#### ■緑地面積の変化(施設緑地と地域制緑地)

【市街化区域】

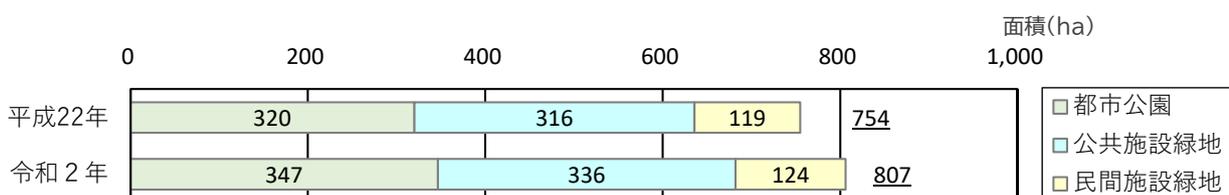


【市街化調整区域】



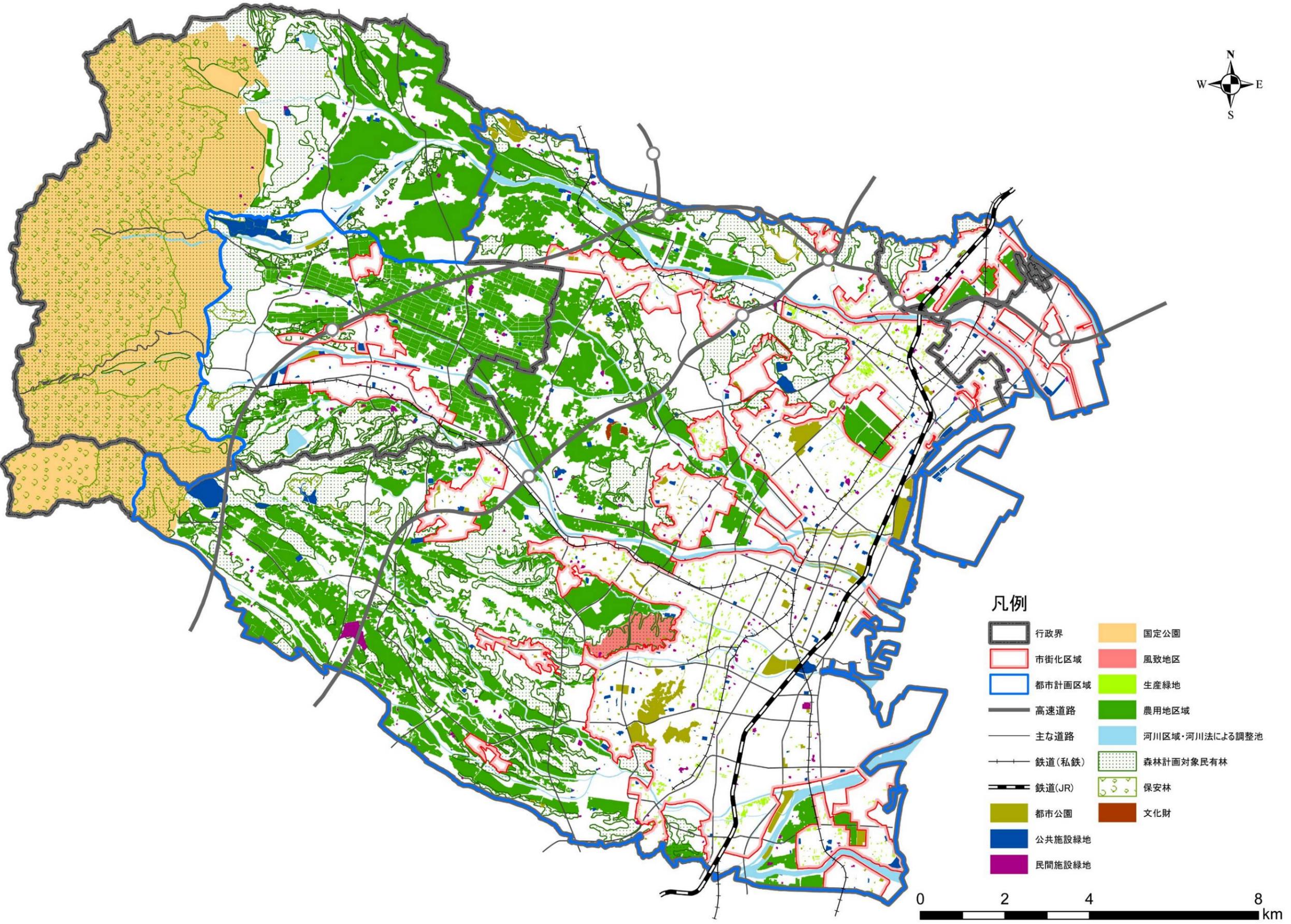
注) 合計値は施設緑地と地域制緑地の重複分を割り引いた値であり、施設緑地と地域制緑地の合計とは異なる。

#### ■緑地面積の変化(施設緑地の内訳)



注) 各グラフの数値は端数処理を行っているため、各項目の合計値と合計は必ずしも一致しない。

■緑地現況(四日市広域圏)





## (2) 貴重な自然など

四日市広域圏には、貴重な動植物の生息地や歴史的に価値の高い史跡などもみられます。その代表的なものは以下のとおりです。

### ①植物群落、野生動物生息地など

植物群落などとしては、御池沼沢植物群落(四日市市)、東阿倉川イヌナシ自生地(四日市市)、鎌ヶ岳山頂近くの北東斜面のブナ原始林(菰野町)、奥郷の寒椿(菰野町)、田光のシデコブシ自生地(菰野町)などがあります。野生動物生息地としては、国指定特別天然記念物ニホンカモシカの保護地域(四日市市、菰野町)があります。



御池沼沢植物群落(四日市市)



東阿倉川イヌナシ自生地(四日市市)

また、菰野町には、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ(蝶)、コモノギクなどの貴重な動植物も生息しています。



田光のシデコブシ自生地(菰野町)

### ②特徴ある地形・地質を有する土地など

鈴鹿国定公園にある御在所岳一帯には特徴ある形をした巨大な岩石が多く、特徴ある地形を創りあげています。



御在所岳の地蔵岩(菰野町)

### ③良好な水辺地・湧水地など

四日市市の智積養水は、全国名水百選に選ばれた重要な自然的資源であり、地域に親しまれるとともに、地域の個性を表す景観要素ともなっています。

また、菰野町には、鈴鹿山系に降った雨水などが伏流水となって湧き出ている蟹池や歴史が伝えられる玉葛水などの湧水地、ため池百選に選ばれた田光の楠根ためや三滝川の源流の一つである蒼滝などがあります。

海岸、河川などの良好な水辺地では、朝日町の員弁川(町屋川)河川敷は、地域に親しまれています。

また、川越町の朝明川河口の高松海岸や四日市市の吉崎海岸は、豊かな自然環境が残る貴重な自然海岸であり、野鳥も飛来し、多くの人が訪れる貴重な自然的資源となっています。



智積養水(四日市市)



員弁川(朝日町)



高松海岸(川越町)



吉崎海岸(四日市市)

#### ④伝統的、歴史的風土を代表する緑地など

四日市市には、国指定史跡の久留倍官衙遺跡のほか、伊勢安国寺跡、日永の追分などの県指定史跡が数多く存在し、都市や地域の歴史を伝えています。

菰野町においては、東西の文化の接点となってきた多くの伝統的、歴史的風土を有する緑地があり、福王神社などは樹齢1,000年を越える巨大な杉がうっそうと茂り、歴史の古さを物語っています。その他町内には千種城跡、菰野城跡、田光城跡など多くの城跡もあります。



福王神社(菰野町)



久留倍官衙遺跡(四日市市)



日永の追分(四日市市)

#### ⑤文化的意義を有する緑地など

日野神社(四日市市)や尾高観音(菰野町)など、四日市広域圏にある社寺境内地などは、各地区で催される祭りの舞台となっています。

また、菰野町においては、県内で唯一名勝地として国の登録記念物に登録されている横山氏庭園があります。



横山氏庭園(菰野町)

## 4 緑の課題と対応方針

都市における緑は、多様な機能を有しており、快適で安心・安全な生活を実現するためには、そのいずれも欠かすことのできないものです。近年の社会情勢の変化や緑に関する国の動向、各市町の上位関連計画の改定、四日市広域圏の緑の現況から、課題や対応方針を整理します。

### ①人と自然が共生する緑豊かな都市環境の形成

環境問題への対応は喫緊の課題であり、「低炭素」、「脱炭素」という考え方に基づく取組が展開される中、樹木等の植物は二酸化炭素の吸収源として大きな期待が寄せられるとともに、特に都市部ではヒートアイランド現象により悪化する都市気象、騒音、振動を緩和する役割も果たしており、こうしたグリーンインフラの創出と適正な維持管理が必要となります。

また、鈴鹿山系から丘陵地域にある樹林地、市街地外縁部の里山や農地、伊勢湾に注ぐ河川等の水辺地などは、生物多様性を維持し、人と自然が共生する都市の「水と緑の骨格」を形成していることから、引き続き保全が求められるとともに、分断化を防ぐため、それぞれをネットワーク化していくことも重要です。

また、天然記念物、社寺林、史跡や自然とふれあえる場などは、住民に親しまれる資源、地域の個性として重要であり、良好な環境を保全する必要があります。

#### 【対応方針】

- ◇グリーンインフラの創出と適正な維持管理
- ◇鈴鹿山系の樹林地の保全・活用
- ◇丘陵地域の里山、農地などの保全・活用
- ◇河川など水辺の保全・活用
- ◇水と緑のネットワークの形成
- ◇生態系ネットワークの形成
- ◇天然記念物などの保全・活用

## ②災害リスクを低減する都市の安全の確保

災害が頻発化・激甚化する中、防災・減災、国土強靱化に向けた取組が進められており、都市の安全・安心の確保に寄与する緑の保全、創出と適正な維持管理が不可欠です。

災害発生時において、公園・緑地などのオープンスペースは、雨水貯留機能を有するほか、避難場所や災害救助活動などの拠点としても利用することができるため、その整備・充実に取り組む必要があります。

治水機能を有する河川、保水機能を有する樹林地、里山及び農地は、引き続き保全が求められます。

また、市街地においては、延焼防止や避難路の確保、雨水貯留・浸透等といった災害リスクを低減するグリーンインフラの創出と適正な維持管理が必要となります。

### 【対応方針】

- ◇公園・緑地などのオープンスペースの整備・充実
- ◇鈴鹿山系の樹林地の保全・活用
- ◇丘陵地域の里山、農地などの保全・活用
- ◇河川など水辺の保全・活用
- ◇グリーンインフラの創出と適正な維持管理
- ◇公園・緑地などの防災機能の充実

## ③緑豊かな生活空間、レクリエーション活動の場の確保

近年、社会情勢の変化や新型コロナ危機を契機として、生活空間における緑、公園などのオープンスペースの重要性、アウトドア志向の高まりなどが改めて注目されています。

このため、市街地では、安らぎや潤いを与える身近な公園の充実、公園・緑地や道路等の公共施設などのパブリックスペースにおいて、様々な主体によりグリーンインフラの創出と適正な維持管理が求められます。

また、多様化するレクリエーション需要にも対応し、多くの人が利用できる魅力ある公園・緑地の整備・再編も進めていく必要があります。

こうした公園などについては、施設の老朽化等に対応するため、適正に維持管理していくための施策も併せて進めることが不可欠です。

### 【対応方針】

- ◇グリーンインフラの創出と適正な維持管理
- ◇ニーズに対応した公園緑地の計画的整備・再編
- ◇公園の適正な維持管理
- ◇民間活力を生かした公園緑地等の魅力の向上

#### ④多様な主体が参画した連携・協働

緑の保全、創出と維持管理には、一人ひとりが自分の緑、地域の緑であるという認識を持ち、主体的に考え、緑づくりに積極的に参加することが不可欠です。

そのため、住民や住民活動団体、企業、行政が緑に関する様々な情報を共有し、それぞれが役割を分担し、パートナーシップを確立していくことが大切です。

また、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、民間活力を生かして緑やオープンスペースの魅力の向上を推進する取組も重要です。

##### 【対応方針】

◇環境教育の推進

◇緑づくりの連携・協働の推進

◇民間活力を生かした公園緑地等の魅力の向上

## 5 計画の基本方針

### (1) 基本理念

四日市広域圏における緑の保全・創出についての基本理念は、鈴鹿山系から伊勢湾に至る多彩な地形を活かし、住民、企業、行政の協働により、豊かな緑を未来に伝えていくことを目指し「地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち」とします。

#### 基本理念

### 地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち

基本理念の言葉には、以下のような想いを織り込めています。

『地形と人が織りなす』	
自然環境の保全と創出	鈴鹿山系から伊勢湾に至る多彩な地形に残された、森林や里山、河川沿いの緑や自然海浜など豊かな自然環境を守り育てていくことが大切です。
住民、企業、行政の協働	水と緑の保全や創出には、住民、企業、行政がお互いの役割を果たしつつ連携して取り組む必要があります。
自然と人との共生	農地や里山、干潟など、生物多様性が維持された、自然と人が共生する緑豊かな環境を守ることが重要です。

『水と緑の豊かなまち』	
水と緑のネットワーク	森林や里山、河川沿いの緑や自然海浜など豊かな自然環境が多く残っています。これらの緑の機能を効果的に発揮させるためのネットワークの形成が大切です。
身近に感じる緑の保全と創出	市街地の公園や街路樹、河川敷緑地など、住民が身近に潤いと安らぎを感じることが出来る緑を守り、増やしていくことが必要です。
環境先進都市への取組	低炭素社会や自然共生社会の実現のため、多様な主体が連携し環境先進都市を目指し、水と緑に関する様々な取組を一層進めていくことが必要です。

## (2) 緑の将来像

緑の保全・創出、緑化推進には、住民・住民活動団体・企業と行政など多様な主体が協働して進めていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、長期的な視点から将来を見据えて緑の保全・創出に取り組むため、四日市広域圏における「緑の将来像」を定めます。

### 緑の将来像

鈴鹿山系の貴重な自然、農地や里山など自然と人が共生する緑、美しい自然海浜、それらをつなぐ河川などにより、「水」と「緑」がつながるネットワークが形成され、自然とふれあう機会や場が充実しています。



身近な公園緑地などのオープンスペースや多くの人々が利用できる魅力的なレクリエーション・憩いの場が確保されるとともに、パブリックスペースには、安らぎや潤いを与えるグリーンインフラが創出され、良好な都市環境を形成し、災害時の避難地や避難経路、雨水貯留などの役割も果たしています。



住民、企業、行政の相互パートナーシップが確立し、住民・住民活動団体・企業と行政が一丸となって、身近な公園や街路樹の維持管理を始め、生物多様性の豊かな里地里山の保全・創出活動などを行っています。



### **(3) 基本方針**

緑の将来像の実現に向けて、緑の保全・創出や緑化の推進に関する取組の方針を定めます。

#### **基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出**

多彩な地形が織りなす「水と緑の軸」を骨格とする自然環境を次世代に引き継いでいくために、今ある自然環境を保全し、それらをつなぐ新たな緑を創出し、水と緑のネットワークをつくります。

また、災害防止や水源涵養などの緑の公益的機能が損なわれないように樹林地、農地を保全し、連続する緑の空間づくりを進めます。

##### **方針1-1 貴重な自然環境の保全**

鈴鹿山脈、高松海岸、吉崎海岸、鈴鹿川河口干潟などの貴重な自然環境や、御池沼沢などの天然記念物、智積養水などの湧水地などの貴重な環境資源は、大切に保全・維持していきます。

##### **方針1-2 樹林地・農地の保全**

樹林地や農地などの緑は、健全な水循環や水源涵養、雨水貯留・浸透による防災・減災機能、生物多様性の維持、良好な景観形成、健康・レクリエーション機能などの多様な機能を有することから、保全・維持していきます。

##### **方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり**

朝明川、三滝川、内部川、鈴鹿川などの「水の軸」、郊外や市街地における丘陵部や農地などの「緑の軸」など、基本的な骨組となる市街地につなぐ「水と緑の軸」を形成します。

##### **方針1-4 自然とふれあう場の整備と充実**

三重県民の森や伊坂ダムなど自然の中で活動し学ぶことができる機会を充実するとともに、南部丘陵公園など自然を活かした公園の維持・充実を図るなど、自然とふれあう場の整備を積極的に進めます。

## 基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進

市街地において、安らぎや潤いを与える身近な公園の充実・再編やレクリエーション需要にも対応した公園・緑地の整備を図るとともに、施設の老朽化等に対応するため、適切に維持管理していくための取組も併せて進めます。

また、緑の少ない市街地を中心に、環境問題への対応、災害リスクの低減、良好な都市景観の形成など、多面的な機能を有するグリーンインフラについて、沿道緑化、公共施設緑化、民有地緑化などによりその創出を図るとともに、保全、維持管理を多様な面から推進します。

さらに、二酸化炭素の吸収源としてだけでなく、災害発生時には延焼防止や避難路の確保、雨水貯留・浸透等の効果を発揮するグリーンインフラの創出と適正な維持管理に向けた取組を推進するとともに、避難場所や災害救助活動拠点としても活用できる緑・オープンスペースの確保にも努めます。

### **方針2-1 身近な公園の充実と再編**

快適な居住環境をつくるため、生活に安らぎや潤いを与える身近な公園を充実させるとともに、低利用の小規模な既存公園等を再編し、魅力的な公園として整備を進めます。

また、施設の陳腐化・老朽化への対応に向けて、計画的な維持・管理を進めるとともに、住民の参画などを含め、地域のニーズに合わせた公園づくりを促進します。

### **方針2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進**

住民の憩い・レクリエーションの場となる北勢中央公園や垂坂公園などの大規模な公園は自然を活かした整備・利用促進を進めます。

多くの人々が利用し、レクリエーション需要の多様化にも対応した公園緑地の整備においては、その魅力を高めるため、Park-PFI制度などの民間活力を活用する手法も視野に入れた公園づくりを進めます。

### **方針2-3 “まちなか”緑化の推進**

市街地の公園緑地、公共施設、道路空間といった公共空間や民有地において、多面的な機能を有する緑や水などグリーンインフラの創出と維持管理を進めます。

### **方針2-4 防災・減災機能の充実**

市街地における公園や臨海部の緩衝緑地などは、災害時の役割を踏まえ、避難場所や災害救助活動拠点として活用するとともに、防災・減災機能の整備・充実を図ります。

また、地震や浸水などの災害リスクを踏まえ、新たな緑やオープンスペースの確保などグリーンインフラを活用した防災・減災の取組を推進します。

## 基本方針3 みんなで“育てる”緑づくり

水と緑の保全や創出には、住民、企業、行政がお互いの役割を果たしながら連携していくことが必要となります。身近な公園や街路樹の維持管理や花壇づくり、市民緑地の活用や里山保全活動への支援、官民連携による公共空間を活用したオープンスペースの確保など、住民と行政など多様な主体のパートナーシップを確立する体制づくりを進めます。

### **方針3-1 緑化や保全の支援**

風致地区や市民緑地を活用した里山保全に取り組むとともに、緑化活動や里山保全活動を行っている住民・住民活動団体・企業を支援します。

### **方針3-2 緑に関する人材育成**

身近な公園や街路樹の日常的な維持管理を行うための組織づくりや、住民ボランティアの育成を行います。

また、住民の主体的な活動を促すために、緑化活動に関わるリーダーなどの育成を支援します。

### **方針3-3 緑に関する情報提供**

住民の緑に関する関心を高めるため、環境教育や住民講座、イベントなどの開催や緑に関する情報提供を充実します。

### **方針3-4 緑に関する官民連携**

Park-PFI制度などをはじめとする新たな官民連携手法により、公共空間を活用した緑やオープンスペースの確保や充実を図ります。

## (4) 計画の目標水準

緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

### ①緑地の確保目標

区域		前回改定時 (平成22年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和13年)
市街化区域	緑地割合	7.7%	7.5%	7.6%
	緑地面積	676.5ha	666.2ha	670.7ha
都市計画区域	緑地割合	35.6%	36.1%	35.7%
	緑地面積	8,975.6ha	9,113.7ha	9,007.1ha
行政区域全体	緑地割合	49.9%	50.0%	49.6%
	緑地面積	16,356.3ha	16,419.3ha	16,278.8ha

「計画対象区域内における緑地量の減少の抑制に努めます」

### ②都市公園等の整備目標(都市計画区域内)

	前回改定時 (平成22年)	現在 (令和2年)	目標年次 (令和13年)
都市公園の面積(※1)	319.6ha	346.7ha	422.6ha
住民1人当たりの都市公園面積	8.8㎡/人	9.5㎡/人	11.9㎡/人
都市公園等の面積(※2)	618.5ha	657.5ha	738.7ha
住民1人当たりの都市公園等面積	17.0㎡/人	18.1㎡/人	20.7㎡/人

(※1)都市公園の面積…都市公園面積+市民緑地面積

(※2)都市公園等の面積…都市公園面積+市民緑地面積+公共施設緑地面積

「住民1人当たりの公園面積を 11.9 ㎡に増やします」

## (5) 施策の体系

基本理念、緑の将来像、基本方針につながる施策の体系を以下のように設定します。

### ■施策の体系

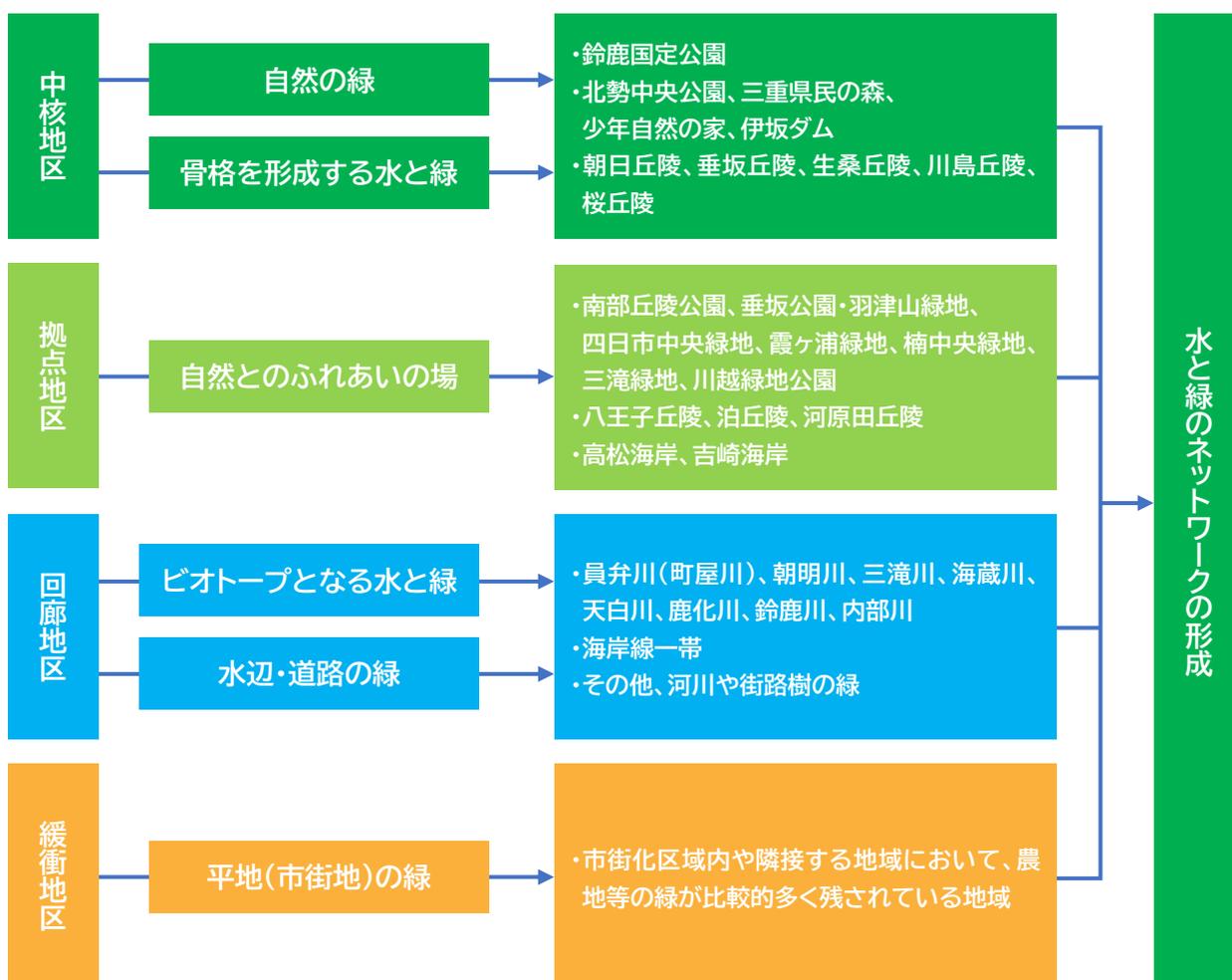
基本理念	緑の将来像	基本方針	方針	主な施策内容
地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち	「水」と「緑」がつながるネットワークが形成され、自然とふれあう機会や場が充実しています。	基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出	方針1-1 貴重な自然環境の保全	○森林、山地部の保全・活用 ○海岸・干潟の保全 ○天然記念物や史跡記念物の保全
			方針1-2 樹林地・農地の保全	○市街地外縁部の丘陵地の保全 ○樹林地の保全・活用 ○農地の保全・活用
			方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり	○住民の憩いの場、多自然川づくり ○河川などの保全・活用 ○臨港部の緑地などの環境整備 ○安全で快適な歩行者ネットワークの形成
			方針1-4 自然とふれあう場の整備と充実	○森林・里山の保全による自然とふれあう場の創出 ○本物の自然とふれあう場としての広域観光の推進
	身近な公園緑地などのオープンスペースやレクリエーション・憩いの場が確保されるとともに、パブリックスペースにはグリーンインフラが創出され、良好な都市環境を形成し、防災・減災の役割も果たしています。	基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進	方針2-1 身近な公園の充実と再編	○身近な公園、利用しやすい公園の確保 ○公園緑地の整備・再編 ○小・中学校グラウンドなどの整備・活用 ○公園緑地の長寿命化と適正管理
			方針2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進	○核となる公園・緑地、史跡の整備 ○核となる公園の利用促進と管理体制の充実
			方針2-3 “まちなか”緑化の推進	○市街地における緑化の推進 ○民有地緑化の促進 ○公共施設などの緑化
			方針2-4 防災・減災機能の充実	○公園・緑地における防災機能の整備・充実 ○防災機能を有する緑化の推進 ○緑やオープンスペースの創出・活用
	住民・住民活動団体・企業と行政が一丸となって、身近な公園や街路樹の維持管理を始め、生物多様性の豊かな里地里山の保全・創出活動などを行っています。	基本方針3 みんなで“育てる”緑づくり	方針3-1 緑化や保全の支援	○緑化や里山保全などの住民活動への支援 ○家庭における緑化の推進
			方針3-2 緑に関する人材育成	○住民との協働の体制づくり、人材育成 ○公園緑地の維持管理体制の充実 ○住民ボランティアの育成
			方針3-3 緑に関する情報提供	○水や緑への関心を高める場の提供 ○環境教育・環境学習の推進 ○普及啓発活動の推進
			方針3-4 緑に関する官民連携	○公共空間等を活用した緑化の推進、オープンスペースの確保

## (6) 総合的な緑地の配置方針

水と緑のネットワークの構成要素となる中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区について、以下の考え方に基づいて配置します。

### ■総合的な緑地の配置方針

地区	配置に当たっての考え方
中核地区	他の地域への動植物種の供給源となり、水と緑のネットワークの核となる都市の郊外の大規模な緑
拠点地区	水と緑のネットワークの拠点となる市街地における大規模な緑
回廊地区	中核地区や拠点地区の規模、位置を踏まえた河川など帯状の緑地や飛石状の緑地等複数地区を相互に連続させる緑
緩衝地区	中核地区、拠点地区、回廊地区に対して緩衝機能を発揮する緑が既に存在している地区又は緩衝機能を発揮する緑の再生・創出を図ることが可能な地区



■総合的な水と緑の配置図



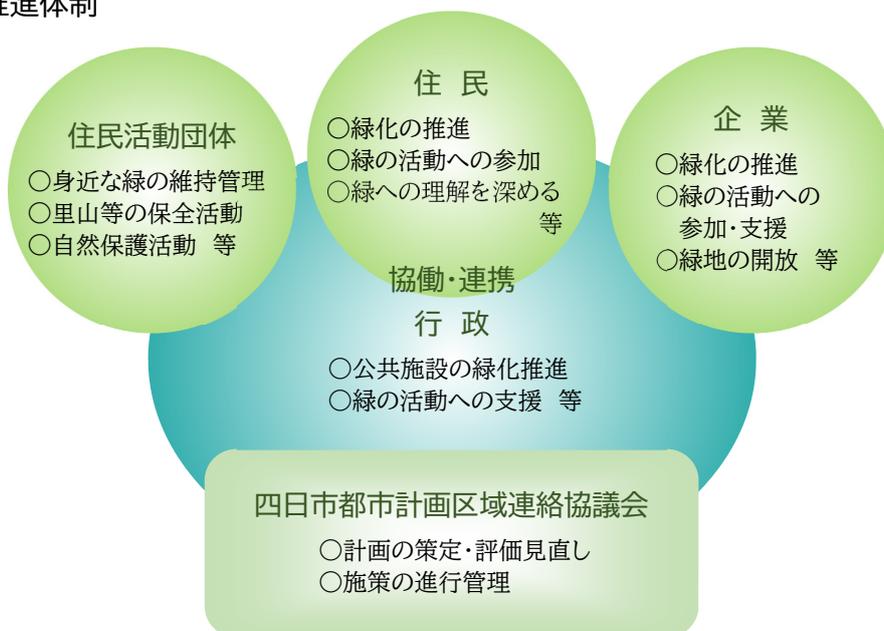


## 6 計画の推進体制と進行管理

### (1) 計画の推進体制

本計画の基本理念である「地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち」に基づいた緑の将来像を実現していくためには、多様な主体が協働、連携して計画を推進することが必要です。

#### ■計画の推進体制



### (2) 計画の進行管理

各施策の進捗状況や目標達成状況を点検、評価するために、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善・見直し(Action)のPDCAサイクルの考えに基づき計画の進行管理を行います。本計画の点検・評価や改善・見直しは、四日市都市計画区域連絡協議会において1市3町が連携しながら進めるものとします。本計画は概ね5年ごとに点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

#### ■PDCA サイクルに基づく進行管理のイメージ

